

定 款

常 磐 興 産 株 式 会 社

(昭和20年 3月29日改正)
(昭和20年12月20日改正)
(昭和21年 5月30日改正)
(昭和22年 5月30日改正)
(昭和23年12月20日改正)
(昭和24年 5月30日改正)
(昭和24年10月 1日改正)
(昭和26年 9月29日改正)
(昭和27年 9月29日改正)
(昭和30年 9月29日改正)
(昭和32年 3月29日改正)
(昭和32年 9月27日改正)
(昭和35年 3月30日改正)
(昭和35年 9月29日改正)
(昭和36年 9月29日改正)
(昭和40年 9月29日改正)
(昭和41年 3月30日改正)
(昭和45年 5月28日改正)
(昭和45年11月30日改正)
(昭和49年11月30日改正)
(昭和50年 5月31日改正)
(昭和51年 6月30日改正)
(昭和57年 6月30日改正)
(昭和60年 6月28日改正)
(昭和61年 6月27日改正)
(昭和62年 6月26日改正)
(昭和63年 6月29日改正)
(平成元年 6月29日改正)
(平成 2年 6月28日改正)
(平成 3年 6月27日改正)
(平成 6年 6月29日改正)
(平成 9年 6月27日改正)
(平成10年 6月26日改正)
(平成11年 6月29日改正)
(平成12年 6月29日改正)
(平成14年 6月27日改正)
(平成15年 6月27日改正)
(平成16年 6月29日改正)
(平成17年 6月29日改正)
(平成18年 6月29日改正)
(平成20年 9月12日改正)
(平成21年 6月26日改正)
(平成23年 6月29日改正)
(平成24年 1月26日改正)
(平成26年 6月27日改正)
(平成27年 6月26日改正)
(平成28年 6月29日改正)

(平成28年10月 1日改正)
(2019年 6月26日改正)
(2021年 6月29日改正)
(2022年 6月29日改正)

常磐興産株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は常磐興産株式会社と称し、英文ではJoban Kosan Co., Ltd. と表示する

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする

1. 観光娯楽スポーツ施設、全身美容治療施設の経営
2. ホテル、旅館の経営
3. 広告の企画、製作および代理店業
4. 旅行業法に基づく旅行業
5. 旅行代理店業
6. インターネットによる情報サービス業
7. 次の商品に関する売買業、問屋業、輸出入業、代理業、仲立業、製造業、修理業および加工業
 - イ、 石炭およびその加工品、石油類、液化石油ガスおよび高压ガス類
 - ロ、 鉄鋼、鋳鉄、非鉄金属類およびその製品ならびに鉱石および鉱産物
 - ハ、 木材、セメントおよびその製品、その他土木建築資材
 - ニ、 建設、電気、鉱山、化学、工作等の各種機械、器具、装置
 - ホ、 住宅関連機器
 - ヘ、 化粧品、医薬部外品
 - ト、 食用油、食品、酒類、日用雑貨、衣料品
8. 発電事業および電気の供給に関する事業
9. 不動産の売買、賃貸、仲介、所有、管理および鑑定評価
10. 住宅等建物の建築、販売、賃貸、維持管理ならびに土地の造成および販売
11. 建築工事の請負ならびに企画、設計、監理およびコンサルティング業務
12. 倉庫業
13. 港湾荷役業
14. 貨物自動車運送業
15. 食堂、喫茶店の経営
16. 古物売買業

17. 自動車に関する整備および修理業、販売業、リース業およびレンタカー業
18. 産業廃棄物収集運搬業
19. 損害保険および自動車損害賠償補償法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
20. 農産物の生産、加工および販売
21. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を福島県いわき市に置く

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 1 千 6 百万株とする

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による

第3章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は随時必要あるときにこれを招集する

(招集地)

第 12 条 株主総会の招集地は、本店所在地または東京都区内とする

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する

- 2 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役（以下、「補欠監査等委員」という。）を選任することができる

- 3 取締役（補欠監査等委員を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

- 4 取締役（補欠監査等委員を含む。）の選任決議は、累積投票によらないものとする

（取締役の任期）

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする

- 4 補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする

- 5 補欠監査等委員が取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする

（取締役会の招集通知）

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる

- 3 取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があ

るときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる

- 3 前2項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める

(取締役の責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる

(監査等委員会規程)

- 第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第 31 条 会計監査人は、株主総会において選任する

(会計監査人の任期)

- 第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす

(会計監査人の報酬等)

- 第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする

(剰余金の配当)

- 第 35 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う

(中間配当)

- 第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 37 条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる